

御殿場市への空き家等対策の促進に関する協定書

御殿場市（以下「甲」という。）と公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、御殿場市への空き家等対策の促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力して、市内の空き家等の市場への流通を促進することにより、特定空家等の発生の予防と空き家等の利活用を推進し、もって定住の促進と地域の振興に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 所有者等に対する空き家等の相談に関すること
- (2) 空き家等の売却、賃貸その他空き家等の市場への流通の促進に関すること
- (3) 特定空家等の発生を予防するための啓発に関すること

2 甲及び乙は、前項の各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間及び終了後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（苦情又は紛争の処理）

第4条 この協定に基づく業務に関しての苦情又は紛争が発生した事案については、甲乙協議の上処理するものとする。ただし、空き家等情報提供後に係る空き家等の契約に関する事項については、乙の責任において処理するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1カ月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(細則)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年10月31日

甲 御殿場市萩原483

御殿場市長 若林 洋平

乙 静岡市葵区鷹匠三丁目18番16号 県不動産会館3階

公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会

会 長 初澤 宣廣